

## 多文化共生社会研究のためのいくつかの課題

### 2年間の連続セミナーから見えてきたこと

多文化共生研究所 所長 小池康弘  
特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター専務理事 向井忍  
多文化共生研究所 客員共同研究員 神田すみれ

#### はじめに

愛知県立大学多文化共生研究所では、「多文化共生社会構築のための学際的研究」を主な研究課題として、学外の様々な組織と連携した研究会（セミナー）を開催しているが、その中でも、特定非営利活動法人・地域と共同の研究センターとは、2019年度から「多文化共生を促進する地域・社会的連携の取り組み」と題して連携セミナーを実施してきた。

同セミナーを通じて、定住外国人の日常生活から見えてくる様々な課題の所在が明らかにされ、そうした蓄積が研究所の研究課題の基盤を形成している。そこで、これまでのセミナーにおける論点や、何が明らかになったかを整理しておきたい。

以下においては、まず向井がこれまでのセミナーを概観するとともに主な論点を整理し、今後の課題も含めた課題提起を行う（第1～4節）。それに続いて、神田が2021年3月に開催したセミナーの詳細を報告する（第5節）。

（小池康弘）

#### 1. 2019年度連携セミナーを引き継いだ2020年度連携セミナー

2019年度三回の連携セミナーでは外国人定住者の日常生活（仕事・学校）や災害時に焦点をあてつつ、その生活困難は日本社会の脆弱な部分で起きていることに着目した。海外ルーツの方々の困難が、日本社会のコミュニティの脆弱な部分に重なる形で顕在化していることに着目し、多文化/共生における「ことば/文化/心の壁」を“乗り越える”課題を、日本社会の共同/協同性の再生として捉え直す必要があることを共通認識とした。第3回では、在日コリアンの自助的な協同組合の経験に学び、「言語・文化・心の壁」を乗り越えるアプローチとして協同組合の思想に着目し、国際開発における協同組合の役割を念頭に「外国にルーツがある人々を含む多文化協同組合の可能性」も提起された。また「文化や歴史的背景の異なる人々が依って立つ社会規範」と「当事者のアイデンティティ形成」というキーワードが示された。

2020年度の連携セミナーは、この議論を引き継ぎ（直接に「多文化/共生/社会」を議論するのではなく、また「言語/文化/心の壁」を超える取り組みに焦点化するのではなく）、社会規範の確立とアイデンティティ形成とはなにかを掘り下げることがテーマとした。社会規範として、国際的に合意された到達点を採用し、第一回はWHO「健康の社会的決定要因」を、第二回は国連「障がい者権利条約」を取りあげた。いずれも人々の生活や健康に生じる問題を、個人に起因する問題として見るのではなく、「健康の社会的決定要因」では、solid factとして認められた健康に影響する社会的要因に注目し、「障がい者権利条約」では、障がいを「個人と社会との相互作用モデル」で把握し、障がいがある人の権利を実現できる社会の側の合理的配慮を求めている。そのような社会規範を置いた上で、当事者と関係者の個人の尊厳＝アイデンティティを尊重した社会/コミュニティへと変えていく実践はどのようになされているか、具体例において検証することとした。第一回では、国際NGOの報告、第二回ではインターナショナルスクールでの調査研究を交え、二回目では英語同時通訳（zoom）を行ない、いずれもzoomを通して海外NGOの現場や協同組合関係者も参加しての議論の場となった。

## 2. 2020年度第1回・第2回連携セミナーから、新たに明らかになったこと

第1回のSolid factは、健康に影響を与える社会的要因を個別列挙したものである。個々の社会的要因から遮断するためには、社会的決定要因の相互関係を把握し、要因そのものを減らしていく社会への働きかけが必要である。健康へのプラス要因の循環が可能な社会にどのように変えていくのかについて、公衆衛生分野の報告をもとにしたディスカッションでは、（1）「医学モデル」を超えること、（2）住民の中に公衆衛生のリーダーを生み出すこと、（3）専門職は住民/コミュニティに参加して力を発揮すること等が挙げられ、（4）公衆衛生の現場から政策に対する発言をすること（その困難さ）が指摘された。

第1回セミナーでは、多文化社会に移行する上で、社会に発生している問題（要因）のとらえ方、また解決にかかわる専門職の役割や関わり方を示唆するものとして振り返ることができる。

第2回は、鈴木清覚理事長の基調講演で「障害とは何か、障害者権利条約におけるパラダイム変換とは何か」、国際的な障害者運動の歴史、その到達点として当事者参加による条約の決定、日本の批准と関連法制定の状況も含めて、障害者権利条約の内容が紹介された。同時に日本政府による条約翻訳が、国内で権利条約の理解と具体化を妨げる要因になっていることも指摘された。事例報告では、ゆたか福社会の篠原豊郷氏より「愛知県設楽町名倉小学校における、重度心身障害がある児童の受入れについて」。愛知県立大学のアンドレア・カールソン先生より「インターナショナルスクール等の生徒・家族・学校の調査から、多様な文化的背景をもつ生徒においてメンタル

ヘルスが重要だが、学校にもコミュニティにもその体制が整っていないため、その事実が認識されていない」問題が指摘された。ディスカッションでは、日系ブラジル人の児童・家族と日本の保育園や学校との関係において、言語力不足で知的理解力を発揮できないために、発達障害と見做されたり、特別支援学級を勧められている問題や、問題を抱えていてもそのことが理解/発見されていない現状が紹介された。

2019年度は「日本社会のコミュニティの脆弱な部分で、海外ルーツの人々の問題が生じている」ことに着目したが、第2回セミナーのアンドレア報告では、「文化の多様性という価値観（現実）を受け入れられない（許容できない・受容できない）コミュニティ」との接点で、「海外ルーツの人々のアイデンティティ形成を損なう現実が生まれている」ことが指摘された。具体的には、そのコミュニティや学校における支援サービスや制度の不足が指摘された。一方、篠原報告に関しては、人口減少が進む中山間地域では、同じ地元で育った子どもとして障害を持つ児童を小学校で受け入れているが、制度の整った都市では「特別支援学校での学び」が勧められることが示された。この点に関しては、「障がいの有無に関わらず同じ場で教育を受ける権利」が障害者権利条約に基づき国内法で定められる必要性が指摘された。

「一体性を持ってきたコミュニティ」や「脆弱性を解決するために社会が整えてきた制度」そのものが桎梏になりうる現状をどう転換するかという問いであり、いずれも「脆弱なコミュニティを再生する上での課題」である。『言語/文化/心の壁』になぞらえれば『文化の多様性を許容/受容すること』、『障がいがある児童や人々を受け入れる側の“既成概念”を打破すること』として語られた。

第2回では、そうした「コミュニティ形成」の実践例が紹介された。愛知の三つの社会福祉法人とベトナムのフエ科学大学及びNPOが連携した、ベトナムでの福祉人材教育と日本での受入（ベトナムの障害者施策への還元を目標とした取組み）の報告であり、ディスカッションにおける「外国人人材を採用する企業では、働く一人ひとりに目を向けた職場風土が生まれている」とのコメントである。「アイデンティティ形成を可能とする新たな社会規範」が、社会的視野をもった社会福祉法人や中小企業から、また設楽町名倉小学校のようなコミュニティに密着した学校から生まれていることが示唆された。

### 3. 第3回セミナーの課題設定と論点

2020年度のまとめとなる第3回セミナーは、第2回までのセミナーから導かれる論点の重なりと差異を確認することを目的にした。加えて、社会/コミュニティ/フィールドの重要な構成組織である協同組合の現況を参照した。第3回のテーマ「多文化共生とウェルビーイング」は、「文化的共通性を前提とする社会から、多文化社会に移行していく段階で、ウェルビーイングはどう捉えられ/また/実現できるのかを考察するという意図である。「文化の共生」や「共生可能な社会関係」が「ウェルビーイングの

質」につながることは想定しやすいが、「共（とも）に生きる」ことは単純ではない。「歴史や文化・言語の一体性をもつ民族の自己決定権やアイデンティティはどう担保されるのか」「海外ルーツの人々の人権をコミュニティ/企業/行政はどのような裏付けで保障するのか、自治体と国はどう関わるか、国際機関はどのようにコンセンサスを形成するのか」「市民社会は「国民国家」から「多文化国民の国家」への移行を受け入れることができるのか」等の論点がある。2019年度セミナーを引き継ぐ李報告は「歴史や文化/言語の一体性（民族）」から、2020年度第2回セミナーを引き継ぐ樋口報告は「コミュニティ/公衆衛生（疫学調査）における基本的人権の保障」について、田中報告は「移民（難民/労働者）受入国家における協同組合の関わり」が紹介された。

パネルディスカッションでは、日本に住む海外ルーツの人々の現状について、個別化し多様であること、世代による変化、困難が生まれる事情、自己決定する力を奪われている現状が示された。アイデンティティに関しては「（歴史や文化に因る）反骨精神というアイデンティティ」を「違いを尊重の基盤とする新しい関係づくり」に転化する方向が論じられた。社会規範に関しては「健康の社会的決定要因（solid fact）」で挙げられる各要因の関連性に対する質疑があった。協同組合に関しては「生活困難の現実に対し、共益を社会（コミュニティ）の利益に置き換える必要性や協同（組合）の機能不全とされる事例」が指摘された。実践的な共通課題として、日本語教育（多文化理解の教育）を民間に委ねるのではなく、海外ルーツの人々や自治体職員等に対して国の責任で行う必要も指摘された。

#### 4. 「生産年齢減少型・少子/多文化社会」としての国のあり方

以上のとおり第3回セミナーでは2年間の連続セミナーの到達点と論点を確認することができた。

2021年は東日本大震災から10年となるが、東日本大震災による広域避難に於いても、自主避難と呼称されるように、自己に選択が委ねられている状況が避難世帯の見通しを奪っている現状がある。精神的に追い詰められ自己決定力が奪われる背景には、当事者が基本的人権を行使しうる根拠（規範）を示さない国（社会）のあり方に最大の問題があることを示している。日本に住む海外ルーツの人々の困難さの解決を、脆弱化したコミュニティの再生ともに進めることを提起したが、それはどのような枠組みで、どのような社会をめざす努力なのだろうか。

多文化社会への移行は、コミュニティから国のあり方を変えていくテーマとして自覚する必要がある。「国民国家/福祉国家」の周縁が崩れて、海外から日本で働く人々を受け入れ、その人々に支えられながら、日本は「人口減少社会」に突入している。すなわち、日本は「生産年齢減少型・少子/多文化社会」に移行しつつあることを自覚したうえで、「市民がつくる国のあり方（市民国家の規範）」としてこれからの社会

規範を考える必要がある、ということが2020年度連続セミナーとしてのまとめである。

参考までに、次年度に引き継ぐテーマは以下のように考えたい。

2019年度セミナーの論点、自治的コミュニティの形成に着目（アイデンティティと規範）。2020年度セミナーの論点、個人と社会環境の関係に着目（健康観/障がい観と社会の受容力）。2021年度セミナーの論点、周縁性を個性に転換する力に着目（文化/受容力と協同体の再生）。

（向井 忍）

## 5. 「多文化共生とウェルビーイング」の課題

2021年3月28日に実施したセミナーでは、3名のパネリストがそれぞれの専門分野から報告し、その後参加者も交えてディスカッションを行った。

コリアンネットあいち事務局次長 李正光 氏からは、在日コリアンの経験と今後の社会における課題が報告された。戦後の日本で在日コリアンが「生きるために集まり、助け合い、結社し、民族性を強めて権利獲得のために声を上げてきた」経験と歴史、そこから始まった活動を紹介した。地域コミュニティを維持し、形成する中で学校を建設し教育を行い、銀行や商工会を創設し情報提供や活動を促進してきた経験、在日コリアンの権利擁護と基本的人権の保障を求める運動について報告した。李氏は、今後更に個別化が進む社会の中で、異なる人々がどう新しい共通点を作っていくかが課題であると指摘した。その上で「人は、人と思考を共有、共感して関係を結び、他者との相違点を通じて自己を自覚する」こと、違いを「尊重の基盤として捉える」ことが重要であるとされた。

Bridges in Public Health 代表、名古屋市立大学看護学部研究科教授 樋口倫代氏は、パブリックヘルスの立場からとして報告された。「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあることをいう（日本 WHO 協会：訳）」という WHO（世界保健機関）による検討の定義を紹介し、世界人権宣言、アルマ・アタ宣言、オタワ憲章を紹介して、ウェルビーイングとは体も心も社会的にも健康な状態であること、健康な生活を送ることは基本的人権の1つであるとした。しかし、実際にはその権利は平等には保障されていない現実があり、健康の「前提条件」として、社会的決定要因の「確かな事実(Solid fact)」を紹介、健康を阻害する要因として社会的格差、ストレス、社会的排除等があることを示された。また、名古屋市立大学看護学研究科の大学院生と樋口氏が行っている、日本で生活する外国人の保健医療へのアクセスの調査結果をもとに、社会的サポートと保健医療アクセスの関連性を報告した。日本語学校に通う留学生を対象に行った調査では、保健医療へのアクセスが良いとは言えないこと、十分なソーシャルサポートが

ない人へのサポートが課題であること、自治体の言語対応の努力にもかかわらず十分当事者に届いていないこと等が課題として指摘された。

協同組合研究者である田中夏子氏は、冒頭で「身近な話題から」として、長野県川上村、南牧村の技能実習生の受入れに関する事例を紹介、監理団体の地元JAは入管により管理業務の資格停止処分、JAにかわって結成された村主導の受け入れ団体「村農林業振興事業協同組合」も、入管から受け入れ停止処分を受けた事例に触れ、外国人労働者に大きく依存している農漁村の現状を指摘、「地域を共に生きる市民」として受け入れる取り組みに、協同組合がどうむきあっているのか？」と問題提起した。そして、田中氏の専門分野であるイタリアの社会的協同組合の事例として、難民問題に取り組む協同組合の事例を紹介した。ここで紹介された関係者が語る言葉は示唆に富んだメッセージである。「「異邦の人」の声に耳を傾けるという行為は、単に話されていることの内容を理解するにとどまらない、また単純な好奇心を喚起するだけにもとどまらない、「異邦な者どうし」が共に創造的な活動を構築することであると私たちは学んだ。それぞれの人生の歴史を語り合い、それを分かち合う力が求められ、そのことはまた(受け入れる)私たち自身の中に、別の世界を作り出す態度が必要とされる」。イタリアの移民をサポートする協同組合とそこに関わる人々が橋渡し、調整役を意味する「文化的メディエーター」という呼称があることも紹介された。田中氏は報告の最後に「自らの共益的な活動を土台としながらも、そこからこぼれている人々、共益への結集の機会すら奪われている人たちとの結びあいを探求するために、協同組合は何ができるのか」との問いを投げかけた。

3名の報告を受け、地域と協同の研究センター専務理事の向井忍氏は、まとめとして、2019年度と2020年度に開催した6回のセミナーを振り返り、それぞれの論点を確認した上で、多様性の受容力を視野に入れた協同組合のあり方、そして市民がつくる国のあり方を考えていく必要があるとした。

以上が、セミナーの内容である。

同質性の高い日本社会では、従来の枠組みには当てはまらない人々は周縁化され、声を上げる機会も与えられず、社会から排除されてきた。そのようにして、多くを自己責任として背負い、自己決定しなければならない社会に生きる人々の限界は、孤独死や精神疾患等に現れ始めている。その手前で踏みとどまっている人は、この国で生きていくことに不安を覚え、やがてそれは恐怖に変わる。そのような理由からこの国を出る選択をする人、その選択がない人は、限界を超えると平常心を失い、日常生活を送ることが困難になる。そのような人たちに筆者は何人も出会ってきた。

日本社会は現在そのような状態にある。私たちは、文化的、言語的マイノリティである国籍や出身国、文化や言語背景に多様性を持つ人々を含むすべての人がウェルビーイングでいられる社会を今後どのようにして実現させることができるだろうか。3人の報告では、民族の経験、公衆衛生、移民と協同組合と、それぞれの切り口から、

1人ひとり多様な背景を持つ私たちが、心も体も良好な状態（ウェルビーイング）で生きることができる社会を目指すための手がかりが示された。

李氏は、異なる人々が共通点をつくり、思考の共有、共感してつながり、違いを尊重の基盤として捉えることが重要であると述べ、樋口氏は心と身体の健康は基本的人権であるとした。田中氏の報告に登場したイタリアの社会的協同組合の事例と関係者の「「異邦な者どうし」が共に創造的な活動を構築すること」「それぞれの人生の歴史を語り合い、それを分かち合う力が求められ、そのことはまた(受け入れる)私たち自身の中に、別の世界を作り出す態度が必要とされる」というメッセージは協同組合の持つ可能性を示している。

現存の課題は個別の事例ではなく、権利として捉えることができる社会となるよう人々の意識変革と、そのための新しい社会規範を整えていくことが必要である。言葉や文化の違いを豊かさとして認識し、尊敬の念を持ってつながり、丁寧に対話をし、1人ひとりが持つ声と力を社会の構成要素として活かし合う社会。人々を優しく包み込む包摂性と、一人ひとりの持つ声と力を生かす参加型民主主義の社会が実現すれば、それは人々を繋げ、つながった人々から生まれるエネルギーを継続的に生み出す源となり、新しく迎える社会は人の尊厳が担保される誰ひとり取り残さないウェルビーイングな社会に近づいていくであろう。

(神田すみれ)